

事業運営会議体

NPO法人 日本-アジア・アフリカ-環境・エネルギー協会

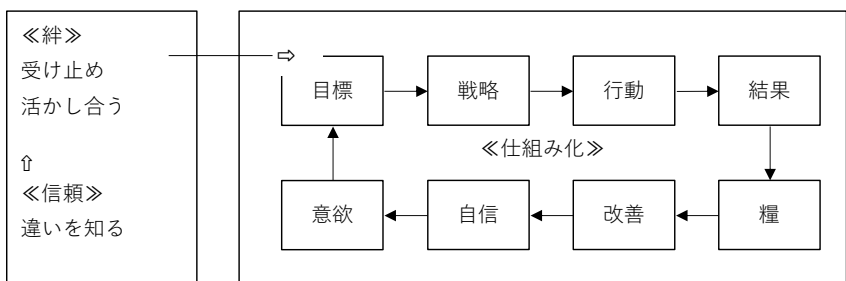
会議体	権能・議決事項	開催	招集者	参加資格	議長・署名	議決	備考
<p>■ 総会</p> <p>◎ 最高意思決定機関</p> <p>この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種（第19条）</p>							
<p>□ 通常総会</p> <p>(1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び予算に関する事項 (5) 事業報告及び決算に関する事項 (6) 役員の選任等に関する事項 (7) 入会金及び会費に関する事項 (8) 長期借入金に関する事項 (9) 事務局の組織等及び運営に関する事項 (10) その他、この法人の運営に関する重要事項（第21条）</p>	<p>1回/毎年 (第22条)</p> <p>社員（正会員） 総数の1/2以上 出席で可 (第25条)</p>	<p>理事長 (第23条)</p> <p>ただし監事からの招集の場合は除く</p>	<p>社員（正会員） (第20条)</p> <p>事務局長</p>	<p>出席者した社員（正会員）の中から議長選出 (第24条)</p> <p>議長・署名 人2名選出 (第28条)</p>	<p>出席者した社員（正会員）の過半数をもって決し可否同数のときは議長が決す (第26条)</p>	<p>● 適用関係法令等に準拠する</p> <p>* 特定非営利活動促進法及び～規則/条例～</p> <p>* 定款第5章</p> <p>▼議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない (第27条)</p> <p>▼賛助会員・特別会員は傍聴することができる。 (議長指名で発言可)</p>	
<p>□ 臨時総会</p> <p>上記(1)～(10)に関連する緊急事項</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき（第22条第2項） (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき（第23条） (3) 監事により招集の請求があったとき（第22条第2項）</p>							

<p>■ 理事会</p> <p>◎ 団体の目的や役割の定義、目標設定を行い、事業方針（案）を決定し総会後の事業執行機関</p> <p>◎ 組織基盤づくり（人と資金の安定確保）</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項（第30条）</p> <p>(1) 理事長が必要と認めるとき (2) 理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき (3) 役員（職務）第15条第5号の規定により監事から招集の請求があったとき（第31条）</p>	<p>次の各号の一に該当する場合</p> <p>理事総数の過半数（第34条）</p>	<p>理事長 (第23条)</p>	<p>役員（理事・監事） (第29条)</p> <p>事務局長</p>	<p>理事長 (第33条)</p> <p>議長・署名 人2名選出 (第37条)</p>	<p>理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決す (第35条)</p>	<p>* 定款第6章</p> <p>● 理事全員＝経営責任者 ○ 事務局長＝運営責任者</p> <p>▼議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることができない。 (第36条)</p> <p>▼賛助会員・特別会員は傍聴することができる。 (議長指名で発言可)</p>
--	--	-----------------------	---	---	--	---

<p>■ 事業活動促進会</p> <p>◎ アジア・アフリカの発展途上国への技術協力</p> <p>◎ プロジェクトチームは、次の3種とし、<u>各々のチームに統括者を置く。</u></p> <p>(1) 東南アジア・プロジェクトチーム (2) 南アジア・プロジェクトチーム (3) アフリカプロジェクトチーム</p> <p>□ 促進会戦略の6つのステップ</p> <p>1. 組織使命 2. 現状把握 3. 実現仮設 4. 成果目標 5. 財源基盤 6. 組織基盤</p> <p>① プロジェクトチーム構築 i. 3種のプロジェクトチーム統括者の選定 ii. 国別プロジェクトマネージャー選定 iii. 企画テーマの確定 ※1 iv. 応募書策定役割分 ※2</p> <p>② 事業活動（JICA又はJETROとの協働）</p> <p>◎ プロジェクトチームの議決した事項 ※1.2 (理事会に付議すべき議案事項)</p> <p>(1) 開発協力事業申請書（企画立案・実施） *1 (2) 事業計画書等 *2 (3) 草の根技術協力事業 事業提案書 *3 (4) 中小企業・SDGsビジネス支援事業 企画書 *4 (NPO職員としてサブコンサルタントで参画)</p>	<p>必要に応じて適時開催</p>	<p>各チーム統括者</p> <p>又は</p> <p>国別プロジェクトマネージャー</p> <p>又は</p> <p>事務局長</p>	<p>会員 ↓ 正会員 賛助会員 特別会員</p> <p>並びに</p> <p>国際協力 日本企業</p> <p>事務局職員</p>	<p>出席者の内過半数をもって決す。なお、同数のときは議長が決す</p> <p>議長・署名 人2名選出</p>	<p>【NPO法人申請等窓口所轄庁】</p> <p>横浜市市民局 市民協働推進課 NPO法人担当</p> <p>〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 新市庁舎1階 市民協働推進センター (NPO受付カウンター) TEL 045-671-4737 FAX 045-223-2032 E-mail : sh-npo@city.yokohama.jp</p> <p>【横浜NPO検索】</p> <p>▼外務省国際協力局 民間援助連携室 ・日本NGO連携無償資金協力 *1 ・国際開発協力関係民間公益団体補助金 *2 (NGO事業補助金)</p>
--	-------------------	--	--	---	--

▼組織開発サイクル

【対話力】 【成長力】 進化し続ける組織観人や組織について悩まなくて、よい日が訪れることはない。!



現在の生命体（人類の歴史経緯からの考察）【参考】
1. 信頼で結びついている。指示命令系統なくてもよい。
2. 多様性の尊重

- 【参照】
- ▽ 事業運営組織体制
 - ▽ 草の根技術協力事業体制（草の根協力支援型）〈その1、その2〉
 - ▽ 中小企業・SDGsビジネス支援事業体制
 - ▽ 国際協力の活動推進体制〈東南アジア 南アジア アフリカ〉

▼独立行政法人

- 国際協力機構（JICA）
- ・草の根協力支援型 *3
 - ・案件化調査又は普及実証事業 *4
- ▼独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）